

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示	ページ
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四七五・福祉政策課)	1
生活保護法による医療機関の指定(四七六・福祉政策課)	1
麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(四七七・健康対策課)	2
公有水面の埋立ての免許(四七八・水産漁港課)	2
争議行為の予告(四七九・労働政策課)	2
河川法による堤防と農業用施設との兼用工作物の管理の方法(四八〇・河川砂防課)	3
建築基準法による公開による意見の聴取(四八一・建築住宅課)	3

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
皇漢堂薬局本店	高 龍 徳	大館市下代野字代野道北一十	平成十七年三月一日
きりん薬局	有限会社 トラスト 代表取締役	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保九十九二	平成十七年三月二十七日

秋田県告示第四百七十六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年五月十日

秋田県知事 寺田典城

告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)..... 3
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)..... 4
- 土地改良区の役員就任の届出(秋田地域振興局農林部)..... 4
- 土地改良区の役員住所の変更の届出(秋田地域振興局農林部)..... 4
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)..... 5
- 土地改良区の役員退任の届出(仙北地域振興局農林部)..... 5
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)..... 5
- 労働委員会告示
- 秋田県企業局の職員が結成し、又は加入する秋田県企業局職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲(一)..... 5
- 企業局公告
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(企業局総務課)..... 6

秋田県告示第四百七十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年五月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
きりん薬局	有限会社 代表取締役 トラスト	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保九十九 二	調剤薬局	平成十七年三月二十八日

秋田県告示第四百七十七号
各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

医師氏名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所 在 地
加賀谷 学	かがや内科医院	秋田市旭川南町十三番十八号

秋田県告示第四百七十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定に基づき、告示する。
平成十七年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 埋立免許の日 平成十七年四月二十七日
- 二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (一) 名称 秋田県
 - (二) 住所 秋田市山王四丁目一番一号
 - (三) 代表者の氏名 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (一) 埋立区域

- (1) 位置 由利郡金浦町金浦字岡の谷地九十番地一に接する護岸敷地先の公有水面
- (2) 面積 四百三十一・九三平方メートル
- (二) 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置 由利郡金浦町金浦字岡の谷地九十番地一に接する護岸敷地先の公有水面
 - (2) 面積 二千七百十六・五六平方メートル
- 四 埋立地の用途 漁港施設用地

秋田県告示第四百七十九号

平成十七年四月二十八日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定に基づき、公表する。
平成十七年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 事件 年間手当に関すること。
- 二 日時 平成十七年五月十二日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
- 三 場所
 - 鹿角市花輪字八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
 - 北秋田市花園町十番五号 北秋中央病院
 - 能代市落合字上前地内 山本組合総合病院
 - 山本郡山本町森岳字田尻百七番地 山本組合総合病院森岳診療所
 - 南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地 湖東総合病院
 - 秋田市飯島字西袋一丁目一番一号 秋田組合総合病院

由利本荘市川口字家後三十八番地

大仙市大曲通町一番三十号

横手市駅前町一番三十号

湯沢市表町三丁目三番十五号

秋田市八橋南二丁目十番十六号

由利組合総合病院

仙北組合総合病院

平鹿総合病院

雄勝中央病院

秋田県厚生連本所

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第四百八十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と農業施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

関係図書は、建設交通部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年五月十日

秋田県知事 寺田典城

一 河川の名称 二級河川 赤沢川

二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防

三 河川管理施設の位置

南秋田郡井川町八田大倉字八田縄手内百七十八番三地先から百二番一地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 農業用施設管理者 井川町土地改良区

(二) 住所 南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口三十六番地の二

(三) 代表者の氏名 理事長 工藤 久兵衛

五 管理の内容

(一) 農業専用施設（農道（当該農道の附属物その他の専ら農道の管理上必要な施設又は工作物を含む。））、用排水路その他の専ら農業用施設の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕

(二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(三) 原則として農業専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十七年四月二十六日から農業用施設の存続する日まで

秋田県告示第四百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十三項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定に基づき、公告する。
平成十七年五月十日

秋田県知事 寺田典城

一 意見の聴取の日時 平成十七年五月十九日 午後一時三十分

二 意見の聴取の場所 由利本荘市水林三百六十六番地

秋田県由利地域振興局職員会館 一階集会室

三 許可しようとする建築物の建築の計画

(一) 建築物の用途 日用品の販売を主たる目的とする店舗

(二) 建築物の場所 由利本荘市東梵天百八十三番一外

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十七年五月十日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあつた年月日 平成十七年四月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人北国住まい研究会

三 代表者の氏名 鈴木 博 実

四 主たる事務所の所在地 秋田県横手市赤坂字館ノ下百三十九番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民・秋田県民・岩手県民を対象にした、私たちの大切な生活の場であり財産でもある建物を、現在問われている保健・医療・福祉・環境問題等に配慮しながら、安全で健康にそして出来るだけ長く安心して使用していただく為に、建物の安全性や快適な住まいに関する住宅相談・住宅診断事業を行い、さらには会員相互及び関係諸機関との情報交換を行うことによつて、そこに住まう人々の健康で安全な生活居住空間の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大館市下川沿土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員が就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

一 男鹿東部土地改良区

(一) 就任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本字脇本百七十五番地二	天野 一 継
字飯ノ町三十六番地	小山田 武 夫
脇本富永字飯ノ森三十八番地一	柏 木 幸 吉
字大倉五十一番地	吉 田 陽 一
脇本浦田字大保田八十五番地	三 浦 勝 広
字大保田八十二番地一	吉 田 庄 三 郎
脇本樽沢字神明下七十四番地二	鎌 田 誠
脇本百川字相ノ沢十九番地三	武 藤 照 雄
字方丈田百三十五番地二	佐 藤 一 雄
船越字サツピ三十七番地	鈴 木 清
字内子四十四番地	鈴 木 萬 雄
字船越三百四十五番地	米 谷 正 明
弘戸字横長根百八十番地	小 松 二 六

就任監事の住所及び氏名

男鹿市船越字狐森二十三番地	中 川 繁
脇本百川字夏張七十二番地一	武 藤 昭 一
脇本脇本字脇本百七十一番地	下 間 春 雄

男鹿市北浦一ノ目瀧土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

男鹿市北浦野村字前野一番地	細 井 善 直
字前野十三番地	細 井 清 太 郎

(二) 就任理事の住所及び氏名

男鹿市北浦野村字前野五番地 大 淵 定 義
" " 字前野四十八番地 嶋 宮 信 雄
三 若美町渡部土地改良区 大 堤 照 男
就任理事の住所及び氏名

男鹿市弘戸字渡部四十一番地二

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員が就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

一 若美町弘戸土地改良区

(一) 変更前の理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町弘戸字小深見九十八番地	木 元 政 弘
" " " " 字小深見九十九番地の一	小 松 穂 積
" " " " 字大樋六十八番地の一	加 藤 勝 一
" " " " 字小深見七十四番地の一	加 藤 博 美
" " " " 字小深見八十九番地	木 元 克 也
" " " " 字小深見六十一番地の一	船 木 勇 蔵
" " " " 字小深見九十三番地	加 藤 保 廣

(二) 変更後の理事の住所及び氏名

男鹿市弘戸字小深見九十八番地	木 元 政 弘
" " " " 字小深見九十九番地の一	小 松 穂 積
" " " " 字大樋六十八番地の一	加 藤 勝 一
" " " " 字小深見七十四番地の一	加 藤 博 美
" " " " 字小深見八十九番地	木 元 克 也
" " " " 字小深見六十一番地の一	船 木 勇 蔵
" " " " 字小深見九十三番地	加 藤 保 廣

(三) 変更前の監事の住所及び氏名

南秋田郡若美町弘戸字白城百七十九番地の三	吉 田 喜 一
" " " " 字小深見九十四番地	船 木 一 雄

(四) 変更後の監事の住所及び氏名

男鹿市弘戸字白城百七十九番地の三	吉 田 喜 一
" " " " 字小深見九十四番地	船 木 一 雄

二 河辺土地改良区

(一) 変更前の理事の住所及び氏名

河辺郡河辺町北野田高屋字前田十五番地	金 慶一
諸井字福神二十八番地二	進 藤 芳 明
赤平字仲村五十四番地	菅 原 正 人
高岡字川原田七十四番地	藤 原 寿 好
松測字川原田三十四番地	長 谷 川 精 二
和田字岡村三百五十六番地二	鈴 木 清 隆
松測字松測二十三番地	伊 藤 隆 治
諸井字山根六十八番地	長 谷 部 儀 俊
赤平字小蟹沢四十七番地	田 口 三 男
諸井字上諸井四十四番地	進 藤 栄 孝
和田字和田百二十二番地	佐 々 木 義 太 郎
字坂本北三百二十一番地	田 近 耕 吉
秋田市河辺北野田高屋字前田十五番地	金 慶 一
諸井字福神二十八番地二	進 藤 芳 明
赤平字仲村五十四番地	菅 原 正 人
高岡字川原田七十四番地	藤 原 寿 好
松測字川原田三十四番地	長 谷 川 精 二
和田字岡村三百五十六番地二	鈴 木 清 隆
松測字松測二十三番地	伊 藤 隆 治
諸井字山根六十八番地	長 谷 部 儀 俊
赤平字小蟹沢四十七番地	田 口 三 男
諸井字上諸井四十四番地	進 藤 栄 孝
和田字和田百二十二番地	佐 々 木 義 太 郎
字坂本北三百二十一番地	田 近 耕 吉

(二) 変更後の理事の住所及び氏名

秋田市河辺北野田高屋字前田十五番地	金 慶 一
諸井字福神二十八番地二	進 藤 芳 明
赤平字仲村五十四番地	菅 原 正 人
高岡字川原田七十四番地	藤 原 寿 好
松測字川原田三十四番地	長 谷 川 精 二
和田字岡村三百五十六番地二	鈴 木 清 隆
松測字松測二十三番地	伊 藤 隆 治
諸井字山根六十八番地	長 谷 部 儀 俊
赤平字小蟹沢四十七番地	田 口 三 男
諸井字上諸井四十四番地	進 藤 栄 孝
和田字和田百二十二番地	佐 々 木 義 太 郎
字坂本北三百二十一番地	田 近 耕 吉

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 南秋田郡真崎堰土地改良区

認可年月日 平成十七年四月二十八日

二 若美町渡部土地改良区

認可年月日 平成十七年四月二十八日
三 若美町払戸土地改良区
認可年月日 平成十七年四月二十八日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任監事の住所及び氏名
大仙市長野字柳田二十二番地の一

横 山 有 美

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡高梨土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年四月二十八日認可したので、同条第三の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

労働委員会告示

秋田県労働委員会告示第一号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第二項の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成十七年四月二十六日認定したので、次のとおり告示する。

平成十五年秋田県地方労働委員会告示第二号は、廃止する。

平成十七年五月十日

秋田県労働委員会会長 阿 部 讓 二

秋田県企業局の職員が結成し、又は加入する秋田県企業局職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所 労働組合法第二条第一号に規定する者

局長 次長 参事 課長 技術管理監 総務課上席主幹 総務

本局	課において人事、給与、服務、条例・規定又は予算の事務を担当する主幹、副主幹及び主査 各課の人事、給与及び服務の事務を担当する上席主幹(上席主幹を置かない課にあつては主幹、上席主幹及び主幹を置かない課にあつては副主幹)
発電事務所	所長 総務班長(総務班を置かない事務所にあつては運転保守班長)
工業用水道事務所	所長 総務班長

企業局公告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年五月十日

秋田県公営企業管理者職務代理者
 秋田県企業局長 大嶋 直樹

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 普通乗用車(クロスカウンタータイプ) 二台
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十七年六月三十日(木)納入場所
 - (七) 仕様書で指定する課所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (四) 契約条項を示す場所等
 - (五) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号

- (一) 秋田県企業局総務課総務班(電話〇一八 八六〇 五〇三一)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (三) 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年五月十日(火)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。
- (四) 入札執行の日時及び場所
 平成十七年五月十八日(水) 十三時三十分
 秋田県庁第二庁舎六階 企業局第一会議室
- (五) 入札保証金
- (六) 秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号。以下「規程」という。)第五十八条から第六十一条までに規定するところによる。
- (七) その他

- (一) 入札の方法
- (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
- (四) 規程第六十四条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法
- (六) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (七) 提出書類等
- (八) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (九) その他
- (十) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
平成十七年二月十日(号外第一号)掲載の秋田県告示第百三十四号(保安林の指定				

解除予定通知

(原稿誤り)

一 上

ら 終りか
一 一

雄勝郡東成瀬村樺川字黒ビ
一〇の二(国有林。次の図
に示す部分に限る。)

雄勝郡東成瀬村樺川字黒ビ
〇の二(国有林。)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄